

平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」の概要

- I. 本調査研究の目的
- II. 「児童館ガイドライン」の趣旨と特徴
- III. 本調査研究の方法
- IV. 全国児童館実態調査の結果
- V. ヒアリング調査の結果
- VI. フォーカス・グループインタビューの結果
- VII. 市区町村の施策面からみた児童館の課題

平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」（平成28年3月）
一般財団法人 児童健全育成推進財団（主任研究者 企画調査室長 野中賢治）

I. 本調査研究の目的

1. 国の「児童館ガイドライン」の成果と今後の課題を探ることを目的として行われている調査研究の2年目。
2. 1年目の調査研究では児童館の施策を積極的に推進している4自治体の児童館施策を調査した。
 - ・児童館ガイドラインが積極的に普及・活動されているとはいえない状況
 - ・児童館の活動事例を広く収集・分析して、今後児童館ガイドラインの見直しを検討していく上での課題を明らかにする必要
 - ・児童館についての第三者評価基準の内容を児童館ガイドラインに準拠したものに改善する必要
 - ・次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画に児童館施策を明確に位置付け、新制度の地域子ども・子育て支援事業の中で児童館を積極的に活用する必要等の問題・課題が指摘された。
3. 市区町村の、児童館に関する施策と「児童館ガイドライン」の普及・活用とその実態を把握することから、児童館の現状と課題について再整理し、今後求められる児童館の役割や児童館活性化の方向を探ることを目的とした。

Ⅱ. 児童館ガイドラインの趣旨と特徴

1. 「児童館ガイドライン」の趣旨

児童館は、地域のすべての児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、又は情操を豊かにする施設とされているが、職員の専門性を生かし子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応も期待されているところである。

本ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

児童館の運営・活動は、本ガイドラインを参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努められたい。

市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、その充実・向上が図られるよう御尽力を願いたい。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「児童館ガイドラインについて（雇児発0331第9号 平成23年3月31日）」より

Ⅱ. 児童館ガイドラインの趣旨と特徴

2. 児童館ガイドラインの特徴（1）

（1）児童館を今日の社会状況に応えるものとするための理念と目的

◎理念

「児童館は、『すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。』という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない」

◎目的

「児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする」

Ⅱ. 児童館ガイドラインの趣旨と特徴

2. 児童館ガイドラインの特徴（2）

（2）児童館の機能・役割と活動内容を新たに定めた理念・目的に照らして再構成して示した。

- ①発達の増進
- ②日常の生活の支援
- ③問題の発生予防・早期発見と対応
- ④子育て家庭へ支援
- ⑤地域組織活動の育成

Ⅱ. 児童館ガイドラインの趣旨と特徴

2. 児童館ガイドラインの特徴（3）

（3）児童館の職員について、以下の点を示したこと。

①児童館には館長が必要であることを示して、主な仕事内容を明記した。

②児童厚生員の職務を具体的に示し、職場倫理や研修等資質向上の必要性を明記した。

◎子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。

◎子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。

◎発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。

◎地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。

◎児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。

◎子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

③子どもの健全育成、問題発生予防の観点から、積極的に家庭・学校・地域と連携しながら子どもへの援助していくこと

Ⅲ. 本調査研究の方法

①全国児童館実態調査(市区町村版)

全国の市区町村（行政担当者）を対象にした、質問紙による悉皆調査

②市区町村行政担当者・児童館職員等へのヒアリング調査

全国10箇所の市区町村で、児童館施策や児童館ガイドラインの周知状況を調査。（北海道中標津町、宮城県亘理町、埼玉県北本市、新潟市、静岡市、福井県福井市、和歌山県橋本市、山口県下関市、愛媛県今治市、沖縄県浦添市）

③フォーカス・グループインタビュー

児童館長と主任クラスの実務経験の豊富な児童厚生員を対象に、全国3箇所でグループインタビューによって、児童館を取り巻く状況や児童館ガイドラインに関するインタビュー。

④第三者評価項目の修正

現行の福祉サービス第三者評価項目から、児童館ガイドラインの項目に基づいた「改訂案」を作成（今回は案作成のみでプレテストは未実施）。

IV. 全国児童館実態調査の結果

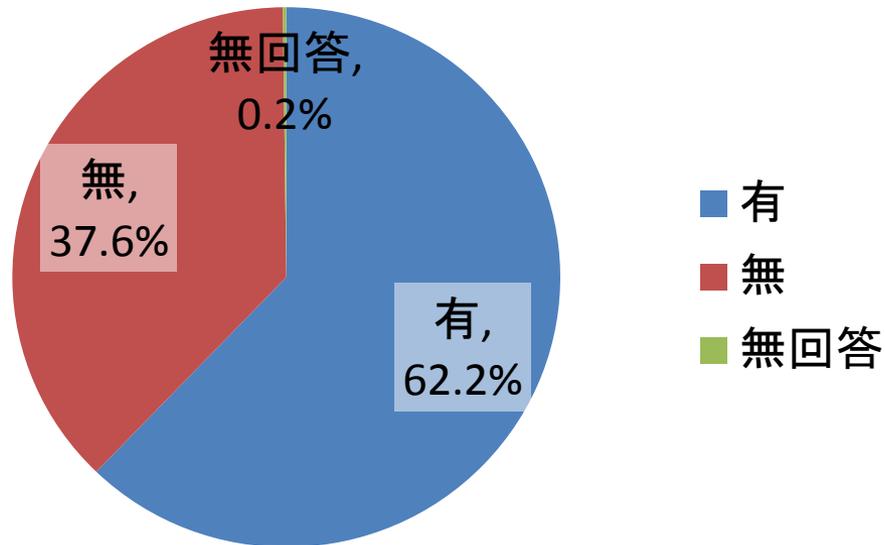
全国児童館実態調査(市区町村版) 調査の概要

調査基準日	平成27年10月1日
調査対象	全市区町村の児童福祉担当課
送付数	1,741(全国の市町村数1,718 特別区23)
回収数	1,189(回収率68.3%)
質問概要	フェイスシート、児童館の設置状況や設置のない自治体にはその理由を問う設問、子ども・子育て支援新制度に関する設問、児童館の運営内容に関する設問など

市区町村における児童館の設置の有無

児童館設置市区町村 740(62.2%) / 市区町村総数 1,741

市区町村の児童館設置状況

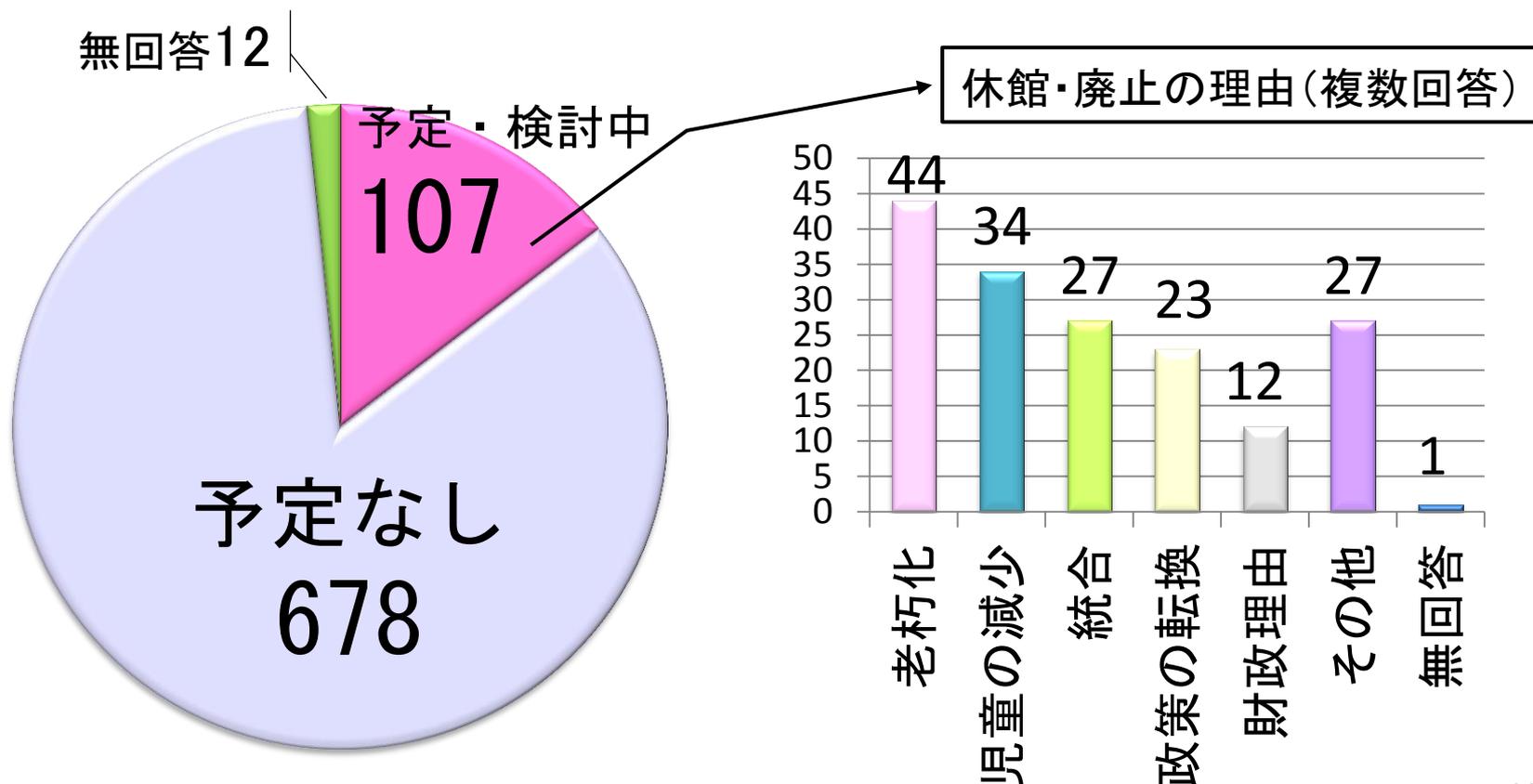


都道府県毎にみた市区町村の児童館設置率

市区町村における児童館設置率には、都道府県によって大きな差異が見られた。

設置率	都道府県名
設置率90%以上	石川・香川(100%)、大分、東京、愛知、福井
設置率70～90%	山口、富山、愛媛、滋賀、鳥取、埼玉、宮城、岐阜、群馬、山梨
設置率50～70%	佐賀、長崎、秋田、岩手、沖縄、三重、広島、京都、和歌山、徳島、熊本、兵庫、高知、静岡、山形、栃木、奈良、宮崎、新潟、鹿児島
設置率50%未満	北海道、長野、福島、神奈川、岡山、千葉、茨城、青森、福岡、大阪、島根

児童館設置市区町村内で 休館・廃止予定・検討中があるところ



【全国児童館実態調査】

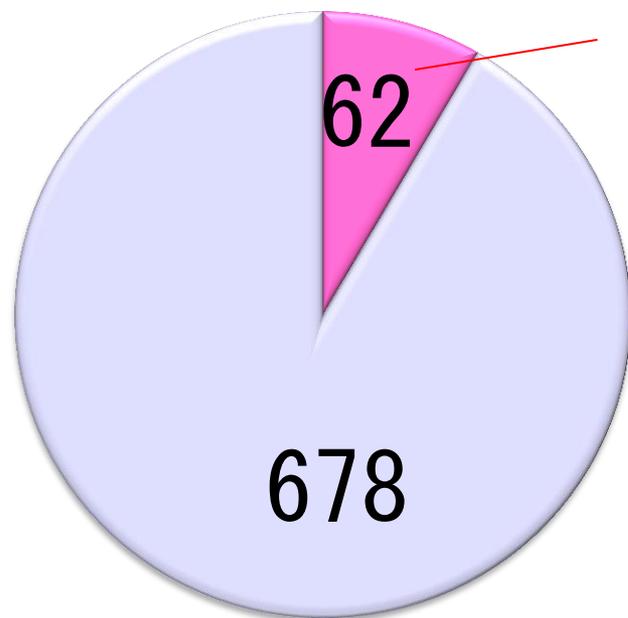
児童館新設予定・検討中の市区町村 (平成31年度末まで)

児童館設置市区町村 740のうち、児童館新設予定・検討中は 62 (8.3%)

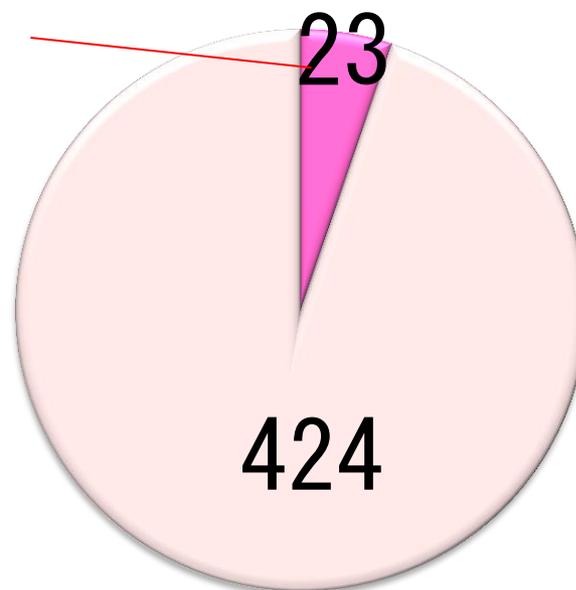
児童館未設置市区町村 447のうち、児童館新設予定・検討中は 23 (5.1%)

全市区町村1,187のうち、85 (7.2%)

児童館設置市区町村



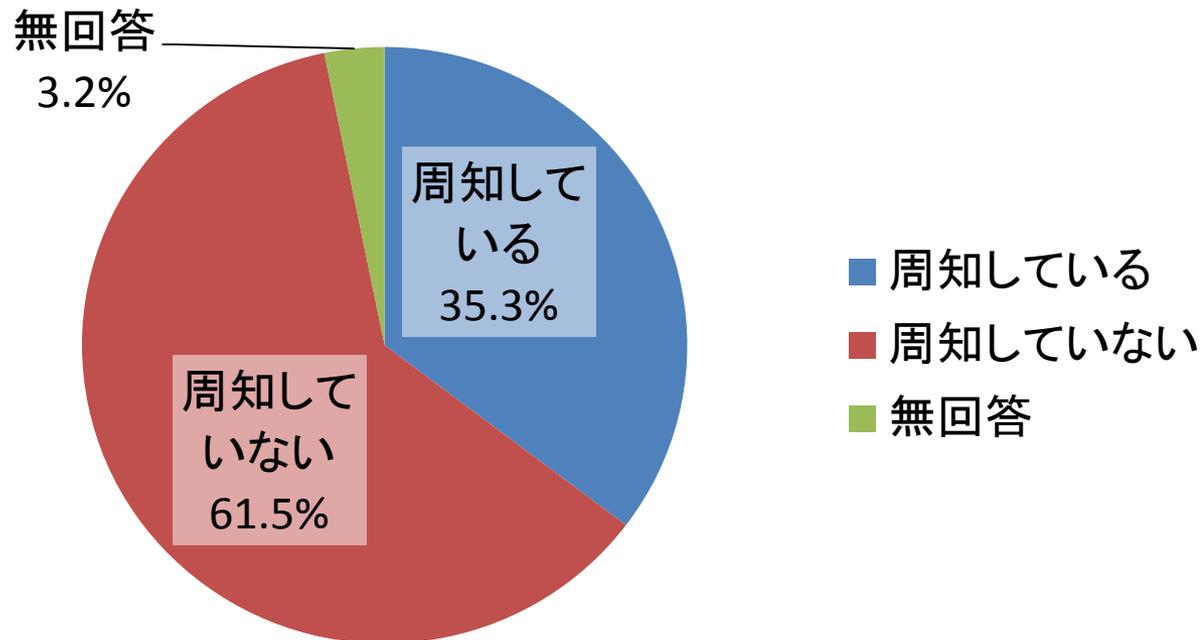
児童館未設置市区町村



児童館新設予定
・検討中

「児童館ガイドライン」の周知率(1)

担当部局への周知(全市区町村1,189)



「児童館ガイドライン」の周知率(2)

	児童館を 設置している	児童館を 設置していない
周知している	407(55.0%)	13(2.9%)
周知していない	315(42.6%)	416(93.1%)
無回答	18(2.4%)	18(4.0%)
計	740(100%)	447(100%)

○児童館ガイドラインを担当部局に周知している割合は、35.3%

○児童館を設置している市区町村だけで見ると、55.0%

「児童館ガイドライン」の活用状況(1)

・児童館施策へのガイドラインの反映

	市区町村数	市区町村数比%
反映している	366	87.1
反映していない	31	7.4
その他	15	3.6
無回答	8	1.9
計	420	100.0

(問25. 児童館ガイドライン(平成23年3月31日厚生労働省発出)を貴自治体の児童館行政に反映していますか。[問24で周知していると回答した420市区町村])

「児童館ガイドライン」の活用状況(2)

・児童館ガイドラインに基づいた運営向上の取り組み

	市区町村数	市区町村数比%	延回答数比%
職員研修	191	45.5	32.3
運営の点検・見直し	223	53.1	37.7
マニュアルの改善	75	17.9	12.7
業務仕様書の改善	78	18.6	13.2
その他	25	6.0	4.2
無回答	51	12.1	—

※市区町村数比は母数420市区町村に対する割合

延回答数比は母数の592回答に対する割合(無回答は除く)

(問27. 児童館ガイドラインに基づいた運営向上の取り組みがありますか。[問24で周知していると回答した420市区町村](複数回答))

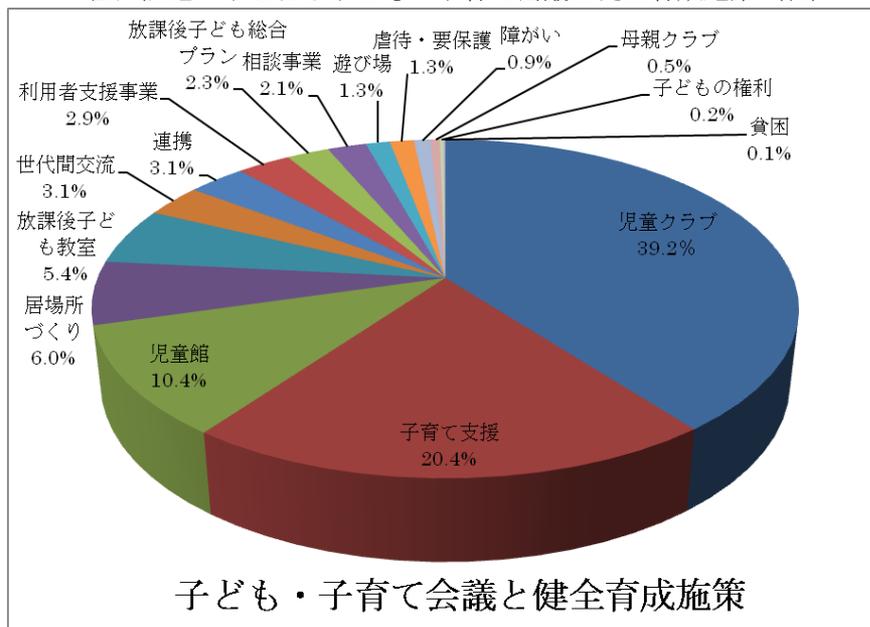
【全国児童館実態調査】

自由記述からみた

「子ども・子育て会議と児童健全育成施策」

- ・子ども・子育て会議における子どもの健全育成施策についての議題は、「児童クラブ」や「子育て支援」および「児童館」に関する検討が多い。
- ・新しい事業として、「利用者支援事業」や「相談事業」に関する記述も見られるが少数である。
- ・「虐待・要保護」、「障害」、「子どもの権利」、「貧困」などは、いずれも重要な内容だが、健全育成施策の範疇では検討されていない。

自由記述にみられる子ども・子育て会議と健全育成施策（％）



V. ヒアリング調査の結果

質問紙調査と併行して調査内容の詳細を把握するため10の自治体にヒアリング調査を行った。結果、明らかになった主な課題

- ①福祉的課題への対応
- ②利用者意向への対応
- ③子どもの意見を述べる場の提供
- ④研修と職員体制
- ⑤ボランティアの活用
- ⑥中核的な児童センターの必要

VI. フォーカス・グループインタビューの結果

児童館長または主任クラスの実務経験の豊富な児童厚生員等を対象にしておこなった。

①児童館を取り巻く状況

子どもの遊びや生活の課題／保護者の意識・家庭における課題／地域の育成環境や福祉的課題／行政的課題

②児童館の必要性和有用性を社会に広めていくための課題

児童館の機能的課題／児童館の効果・評価／職員の専門性／地域社会への打ち出し・アピール方法

③今後の児童館と児童館ガイドライン

児童館ガイドラインの評価／児童館ガイドラインの見直しに向けて／今後の児童館の在り方・展望

【まとめ】市区町村の施策面から見た児童館の課題(1)

① 児童館の設置方針

- 新設予定の市区町村の具体的な内容を把握して、これからの児童館に求める役割及び機能や普及の可能性を検証していく必要がある。
- 市区町村における中核的な児童館として位置づけられる大型児童センター等については、集中して検討していく必要がある。

② 児童館の目的

児童館ガイドラインは、「18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成すること」を児童館の目的とし、「子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達を増進を図る」ことを求めている。この目的が個々の児童館にどのように受け止められ、実際の児童館活動の中でどう取り組まれているか、課題は何かを調査して、市区町村の児童館施策に児童館ガイドラインの内容を反映するための諸条件を検討する必要がある。

【まとめ】市区町村の施策面から見た児童館の課題(2)

③ 児童館の「代替機能」問題

児童館ガイドラインが示している活動内容との関わりを検証すると共に、今回の調査結果を基に、今後の「児童館向け実態調査」などでより詳細な実態と考え方等を把握して、市区町村における子ども・子育てに関する施策と児童館施策が競合することなく、発展できる方策を検討していくことが求められる。

④ 今日的課題への対応

「自治体へのヒアリング調査」や「フォーカス・グループインタビュー」の中では、今日の子どもと家庭の状況の具体的な把握から活動や施策を展開していくことの必要性が示されていた。特に、子どもの貧困対策や養育状況に支援を必要とする家庭への対応等については、切実で緊急性が高い課題であると同時に、本人や地域環境等に配慮の必要な活動であり、ヒアリング調査からはさまざまな配慮や工夫が行われているところがあることがわかった。

今後、「児童館向け実態調査」を実施して、児童館の取り組みがニーズに適切に対応しているか、効果的な実践となっているかなどの分析・検証を行った上で、児童館ガイドラインに反映させていくことを検討する必要がある。

【まとめ】市区町村の施策面から見た児童館の課題(3)

⑤ 子どもの参画、子どもの権利保障

「自治体へのヒアリング調査」や「フォーカス・グループインタビュー」の中からは、児童館運営における子どもの参画、子どもの権利の尊重を具体的な児童館活動で実現している取り組みが紹介されている。今後の「児童館向け実態調査」とあわせて、より具体的な内容の把握に努めることが必要である。

⑥ 行政と現場との温度差

市区町村の行政(担当部署等)の児童館に対する考え方が施策に大きく影響していることが明らかになった。また、「全国児童館実態調査(市区町村向け・悉皆調査)」の自由記述等からみる行政担当部署の考え方と、「フォーカス・グループインタビュー」に見られる館長・主任クラスの現場職員の考え方との間には、大きな差異も見られた。この差異が実際の児童館運営や活動にどのように反映しているかを検証することも必要である。

(以上)